

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和8年2月25日

世田谷区

1. 事業の概要

(1) 契約件名

令和8年度：(仮称)北烏山七丁目緑地事業設計及び住民参加検討外業務委託 (その1)

令和9年度：(仮称)北烏山七丁目緑地事業設計及び住民参加検討外業務委託 (その2)

令和10年度：(仮称)北烏山七丁目緑地事業設計及び住民参加検討外業務委託 (その3)

令和11年度：(仮称)北烏山七丁目緑地事業設計及び住民参加検討外業務委託 (その4)

(2) 委託箇所：世田谷区北烏山七丁目12番(一部)、13番(一部)、14番

(3) 対象地：(仮称)北烏山七丁目緑地

(4) 面積：30,660.70㎡(都市計画道路区域を含む。)

(5) 事業の目的と内容

(仮称)北烏山七丁目緑地は、寺院が多く建ち並ぶ住宅地にある大規模な樹林地であり、周辺の寺院及び社寺林とともに地域の風景を特徴づける重要な要素となっており、長年地域住民から親しまれてきた。令和4～5年に実施した調査では、動植物合わせて765種類が確認されており、多種多様な生きものすみかとなっている。区では、この樹林地を取得し、都市緑地として保全・整備する(仮称)北烏山七丁目緑地事業を進めている。

本事業については、令和6年度より区民との協働により基本計画の検討を進め、令和7年4月に基本計画(骨子)、令和8年2月に基本計画(素案)を取りまとめた。緑地の将来像である『生きもの』と『ひと』がいきいきと共生し続ける緑地を、みんなで考え、育み、守り、未来につなぐ』を実現し、100年後も地域の誇りとなる緑地とするため、現在、国際社会でも大きな動きが見られるカーボンニュートラルや資源循環、生物多様性・ネイチャーポジティブの視点を取り入れた計画づくりを進めていくこととし、今後、区民意見の聴取等を経て、令和8年5月に基本計画の策定を予定している。

本業務は、策定を予定する基本計画をもとに、引き続き、区民参加等の協働による検討を進め、設計や緑地の管理運営の具体化を進めるものである。

(6) 履行期間

令和8年6月下旬から令和12年3月下旬まで(予定)

(契約は年度毎に締結することとし、前年度の履行内容が良好と認められること、および当該年度予算の配当があることを契約の条件とする。)

2. 提案限度額

令和8年度 107,980,000円(消費税込み)

(金額についてはあくまで参考値であり、この通りの金額での契約締結を見込むものではない。応募者は上記金額を参考とし、提案限度額の範囲内での提案を行うこと。)

3. 参加資格条件

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。本プロポーザルに参加できる者は、以下の項目に該当する単体企業又は特定委託共同企業体(以下「JV」という)とする。

(1) 単体企業として本プロポーザルに参加する応募者の場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

① 単体企業(再委託する協力事務所を含む)は本業務を的確に履行可能な実施体制を確保し執行できる能力を有すること。

② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)による

措置を現に受けていないこと。

③世田谷区から指名停止及び入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。

④都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。

⑤会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。

⑥応募者又はその役員が、世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月10日条例第55号）第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団関係者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

※各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業と見なす。

(2) J Vとして本プロポーザルに参加する応募者の場合は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、J Vを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。

①代表構成員は、本業務を的確に履行可能な実施体制を確保し執行できる能力を有すること。

②代表構成員は、3.(1)②から⑥をすべて満たすこと。

③代表構成員は本業務の中心的役割を担う履行能力を持つこと。

④すべての構成員は、3.(1)②から⑥をすべて満たすこと。

※各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業と見なす。

※単体企業として参加表明書を提出し資格を得た応募者が、1次提案書の提出までに代表構成員としてJ Vを組成し、別途定める共同企業体協定書を提出し、応募することは認める。

※J Vとして参加表明書を提出し資格を得た応募者が、1次提案書の提出までにJ Vの構成員を新たに追加し、別途定める共同企業体協定書を提出し応募することは認める。

(3) 参加における制限

①応募者からの応募は1点のみとする。

②応募者は、連名による応募はできない。

③応募者が単体企業である場合、他の応募者であるJ Vの代表構成員を含む構成員となることはできない。

④応募者がJ Vである場合、その代表構成員を含む構成員は他の応募者であるJ Vの代表構成員を含む構成員となることはできない。

⑤応募者が業務を再委託する協力事務所は、他の応募者の単体企業、及びJ Vの代表構成員を含む構成員となることはできない。

※応募者が業務を再委託する協力事務所が、他の応募者の協力事務所となることは妨げない。

※(2)の※で追加された構成員が、(3)③～⑤を満足しない場合は、該当する構成員が所属する全てのJ Vは失格となる。

※上記①～⑤の制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業と見なす。

(4) 参加資格要件

以下の項目を満たす技術者を全て配置するものとする。

①ランドスケープデザイン監修技術者

- ・緑地設計（設計監理）の監修（プロジェクトの統括）を行うに相応しいランドスケープデザインに関する技術者
- ・事業全体を取りまとめるプロジェクト統括技術者

②主任技術者

- ・本業務を統括するに相応しい技術者

③以下の担当技術者を配置すること。

- ・緑地設計（ランドスケープ）に関する技術者
- ・建築設計に関する技術者
- ・住民協働に関する技術者
- ・植栽設計に関する技術者
- ・公園緑地における官民連携に関する実績・知見を有する技術者

- ・広報に関する技術者

※上記の各技術者は兼務を可能とするが、十分に能力を発揮できるよう技術者の配置を求める。

※その他、本業務に相応しいと考えられる技術者等の配置提案を認める。

- (5) 「(仮称)北烏山七丁目緑地事業設計及び住民参加検討外業務委託審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

(仮称)北烏山七丁目緑地事業設計及び住民参加検討外業務委託審査委員会の構成員
(公告日時点)

< 1次審査 >

| 所 属 | 審査委員 |
|------------------------------|--------|
| みどり33推進担当部長 | 堂 蘭 次男 |
| みどり33推進担当部みどり政策課長 | 黒岩 さや香 |
| みどり33推進担当部公園緑地課長 | 笠原 聡 |
| みどり33推進担当部公園整備利活用推進課長 | 津田 智匡 |
| みどり33推進担当部みどり政策課みどり保全・創出担当係長 | 斎藤 亮輔 |
| みどり33推進担当部公園緑地課施設管理担当係長 | 渡邊 徹也 |

< 2次審査 >

| 所 属 | 審査委員 |
|-----------------------|--------|
| 烏山総合支所長 | 和田 康子 |
| 環境政策部長 | 中西 成之 |
| みどり33推進担当部長 | 堂 蘭 次男 |
| みどり33推進担当部みどり政策課長 | 黒岩 さや香 |
| みどり33推進担当部公園緑地課長 | 笠原 聡 |
| みどり33推進担当部公園整備利活用推進課長 | 津田 智匡 |

5. 提案書を特定するための評価基準

< 1次審査 >

- (1) 業務実施方針
- (2) 業務実施体制
- (3) 課題に対する提案
- (4) スケジュール案
- (5) 見積書

< 2次審査 >

- (1) 説明能力
- (2) 取り組み意欲
- (3) コミュニケーション能力
- (4) 技術者能力
- (5) 取り組み体制

6. スケジュール

○手続き開始の公告 令和8年2月25日(水)

○実施要領兼説明書の交付

- (1) 交付期間：令和8年2月25日(水)から4月24日(金)

(窓口配布の場合：土日祝日を除く午前9時から午後5時まで)

- (2) 場所：世田谷区みどり33推進担当部公園整備利活用推進課窓口及び世田谷区ホームページ住所 8. 担当部署を参照

ホームページ

[世田谷区ホーム](#) > [区政情報](#) > [契約・入札情報](#) > [発注情報](#) > [現在実施中の
プロポーザル情報](#) > [住まい・街づくり・環境](#) > [\(仮称\)北鳥山七丁目緑地
事業設計及び住民参加検討外業務委託の事業者を募集します](#)

ホームページの URL : <https://www.city.setagaya.lg.jp/02427/31202.html>

- (3) 交付方法：上記窓口にて希望者に無償で交付する。また、世田谷区ホームページに掲載する。
- 現地見学の申し込み期間 令和8年2月25日(水)～3月12日(木)
 - (1) 提出場所：電子フォーム <https://logoform.jp/f/NXTv8>
 - (2) 提出方法：上記電子フォームにて必要事項を記入した様式を PDF 形式で提出
 - 現地見学 令和8年3月16日(月)、17日(火)
 - 質問書受付期間 令和8年4月 1日(水)～4月 8日(水)
 - (1) 提出場所：電子フォーム <https://logoform.jp/f/NXTv8>
 - (2) 提出方法：上記電子フォームにて必要事項を記入した様式を PDF 形式で提出
 - (3) 回答方法：質問事項を取りまとめ、令和8年4月13日(月)までに質問者全員に電子メールにより回答する。また、世田谷区ホームページにも掲載する。
 - 質問回答書送付及び 令和8年4月13日(月)
 - 区ホームページ掲載日
 - 閲覧資料貸与申込み期間 令和8年2月25日(水)～4月24日(金)
 - (1) 提出場所：電子フォーム <https://logoform.jp/f/NXTv8>
 - (2) 提出方法：上記電子フォームにて必要事項を記入した様式を PDF 形式で提出
 - 参加表明書及び提案書 令和8年4月 8日(水)～4月24日(金)
 - の提出期間
 - (1) 提出場所：世田谷区みどり33推進担当部公園整備利活用推進課窓口及び電子フォーム <https://logoform.jp/f/NXTv8>
 - (2) 提出方法：上記窓口にて参加表明書及び提案書を提出するとともに、上記電子フォームにて必要事項を記入した様式(提案書)を PDF 形式で提出
 - 1次審査(審査会審査) 令和8年5月11日(月)～5月14日(木)
 - 2次審査招請通知 令和8年5月20日(水)までに通知する。
 - ヒアリング審査 令和8年6月上旬 ※別途通知する。
(審査会審査)
 - 審査結果の通知 令和8年6月中旬
 - 契約予定時期 令和8年6月下旬

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議し、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- (5) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- (6) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：有
 - 検討状況により管理運営の検討等業務、緑地及び建築物の工事監理業務を締結予定である。なお、建築物の工事監理業務においては、建築基準法に基づく工事監理者届の提出を求める。また、契約は年度毎に締結することとし、前年度の履行内容が良好と認められること、および当該年度予算の配当があることを契約の条件とする。
- (7) 参加表明書及び提案書の作成ならびに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。
- (8) 参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由に

より変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。

- (9) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。
- (10) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について
 - ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
 - ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (11) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は、対象となるので詳細は別紙を確認すること。
- (12) 詳細は実施要領兼説明書による

8. 担当部署

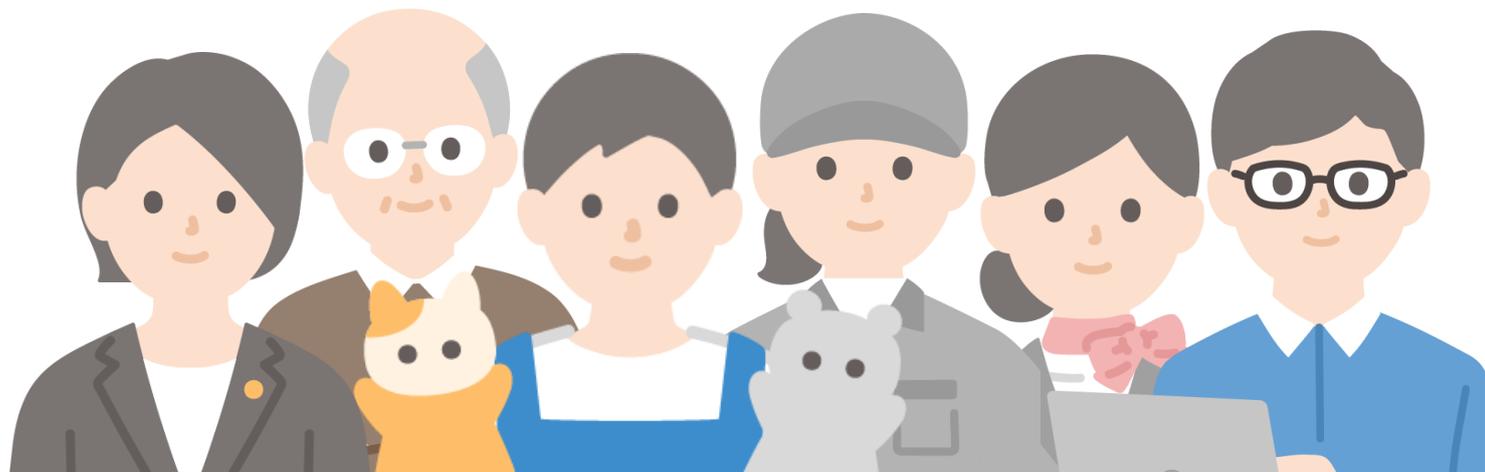
世田谷区みどり33推進担当部公園整備利活用推進課公園整備利活用推進担当

担当：野澤・山下・臼井

世田谷区玉川1-20-1 二子玉川分庁舎2階（電話03-6432-7903）

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には「**労働報酬下限額**」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1時間あたり

1,610円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

| 閲覧場所 | 閲覧できる帳票 |
|-----------------------------|---------------------------|
| 経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口) | 教育総務課が取り扱う契約以外の契約 |
| 教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口) | 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約 |

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

| 職種 | 労働報酬下限額 | 職種 | 労働報酬下限額 | 職種 | 労働報酬下限額 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 特殊作業員 | 3,177円 | さく岩工 | 4,208円 | 左官 | 3,507円 |
| 普通作業員 | 2,848円 | トンネル特殊工 | 3,804円 | 配管工 | 3,039円 |
| 軽作業員 | 1,966円 | トンネル作業員 | 3,294円 | はつり工 | 3,199円 |
| 造園工 | 2,880円 | トンネル世話役 | 4,304円 | 防水工 | 3,836円 |
| 法面工 | 3,549円 | 橋りょう特殊工 | 3,698円 | 板金工 | 3,634円 |
| とび工 | 3,496円 | 橋りょう塗装工 | 3,772円 | タイル工 | 2,880円 |
| 石工 | 3,485円 | 橋りょう世話役 | 4,314円 | サッシ工 | 3,411円 |
| ブロック工 | 3,241円 | 土木一般世話役 | 3,443円 | 屋根ふき工 | 3,602円 |
| 電工 | 3,464円 | 高級船員 | 4,059円 | 内装工 | 3,507円 |
| 鉄筋工 | 3,464円 | 普通船員 | 3,273円 | ガラス工 | 3,358円 |
| 鉄骨工 | 3,145円 | 潜水士 | 5,302円 | ダクト工 | 3,145円 |
| 塗装工 | 3,666円 | 潜水連絡員 | 3,879円 | 保温工 | 2,944円 |
| 溶接工 | 3,932円 | 潜水送気員 | 3,762円 | 設備機械工 | 2,975円 |
| 運転手(特殊) | 3,241円 | 山林砂防工 | 3,411円 | 交通誘導員A | 2,147円 |
| 運転手(一般) | 2,699円 | 軌道工 | 6,099円 | 交通誘導員B | 1,870円 |
| 潜かん工 | 3,932円 | 型わく工 | 3,369円 | 上記以外の職種 | 1,610円 |
| 潜かん世話役 | 4,707円 | 大工 | 3,230円 | | |

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年12月19日告示によるものです。

適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。